

7月中旬に平成28年度の『国民健康保険税』『介護保険料』『後期高齢者医療保険料』の納税（付）通知書を、納税（付）義務者に送付します。

各保険税（料）お支払い方法については次のとおりです。

■納付書または口座振替でのお支払いの場合

年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替により納付

■年金から天引きでのお支払いの場合

年額を4月・6月・8月・10月・12月・翌2月の6期に分け、年金から天引きで納付

■納付書または口座振替と年金からの天引きの両方でお支払いとなる場合

- 7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌2月の3期に分け、年金から天引きで納付
- 4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌2月までの6期に分け、納付書または口座振替により納付

以下の条件にすべて該当する場合は、申請により国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法を年金天引きから口座振替に変更することができます。変更をご希望の場合は、健康保険課賦課徴収係で申請を行ってください（7月29日（金）までに手続きをされると10月の年金天引きを中止し、第3期（平成28年9月30日）分から口座振替へ変更することが可能です）。

【納付方法の変更が可能となる条件】

- ・保険税（料）を直近2年間滞納なく確実に納付していること（やむを得ないと判断できる特別な事情がある場合を除く）
 - ・金融機関で口座振替の申し込みを行っていること
 - ・国保加入以前、被用者保険の被保険者であった人などこれまで保険料を源泉徴収されていた人ではないこと
- ※口座振替に変更した場合、所得税などの社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。
 ※介護保険料の納付方法は変更することができません。

7月1日から平成28年度国民年金保険料の
免除申請を受け付けます

健康保険課 保険年金係
☎52-5809

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

は反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

平成28年度（平成28年7月～平成29年6月分）の免除や猶予を希望される人は、町役場健康保険課（⑥番窓口）または徳山年金事務所（7月1日から申請ができます。ただし、平成28年6月まで全額免除、若年者納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望された人は改めて申請する必要があります）

また、申請月から2年1カ月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は随時受け付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先

健康保険課 保険年金係

☎52-5809

日本年金機構徳山年金事務所

☎0834-31-2152

なお、保険料の納付猶予の期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額に